

# 令和2年度新規採用養護教諭研修 実施要項及び実施手引

鳥取県教育センター

## 目 次

実施要項	1
令和2年度新規採用養護教諭研修実施要項	2
各種様式    市町村（学校組合）立学校	5
各種様式    県立学校	12
実施手引	18
令和2年度新規採用養護教諭研修実施手引	19

# 实施要項

# 令和2年度新規採用養護教諭研修実施要項

鳥取県教育委員会

## 1 目的

新規採用養護教諭研修は、新任養護教諭に対して、現職研修の一環として1年間の研修を実施し、教員としての使命感を養い幅広い知見を習得させるとともに、学校保健、健康教育に関する専門的な知識・技能に関する研修を実施し、実践的指導力を養うことを目的とする。

## 2 対象

- (1) 新規に採用された小学校・中学校（含義務教育学校 ※以下「小学校・中学校」という）・高等学校・特別支援学校の養護教諭を対象とする。
- (2) 鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という）又は市町村（学校組合）教育委員会（以下「市町村教育委員会」という）は、その所管する学校の新規採用養護教諭について、研修実施計画及び年間指導計画に従い、1年間の新規採用養護教諭研修を受けさせる。

## 3 研修内容及び日数

新規採用養護教諭研修の内容は、次のとおりとする。

- (1) 校外における研修は年間12日とする。
  - 市町村教育委員会又は県立学校が企画する校外研修は2日実施する。
  - 県教育センター等における研修は10日実施する。
- (2) 校内における研修は年間25日とする。
  - 教職研修は校内職員による指導を10日実施する。
  - 専門研修は指導教員による指導を15日実施する。

## 4 校外研修計画及び年間指導計画の作成

- (1) 市町村教育委員会又は県立学校が企画する校外研修計画  
市町村教育委員会又は県立学校は対象養護教諭が地域の理解（産業・歴史・文化・自然・教育等）を深めることができる内容の研修を2日間企画し、新規採用養護教諭研修における校外研修計画書（様式〔新養〕1又は様式〔新養〕7）を作成する。
- (2) 学校が企画する年間指導計画  
校長は、教職研修10日及び専門研修15日の年間25日の研修を計画するとともに、市町村教育委員会又は県立学校が企画する校外研修計画（2日間）を含め27日間の計画として年間指導計画書（様式〔新養〕3又は様式〔新養〕9）を作成する。

## 5 校内指導体制

- (1) 校長・副校長及び教頭は、年間指導計画に従い、研修項目に応じて、新規採用養護教諭の指導及び助言にあたる。
- (2) 校長は、新規採用養護教諭が校内及び校外における研修を受ける間、必要に応じて、その職務が他の教職員によって補完されるよう配慮する。
- (3) 校長は、研修担当教員（当該学校の教員を充てる）、指導教員（非常勤講師等）を中心とした学校全体としての協働的な研修体制を確立する。なお、養護教諭複数配置校の場合は、研修担当教員と指導教員を兼ねてもよい。
- (4) 研修担当教員は、校長・副校長及び教頭の指導のもとに研修の企画、立案、指導教員及び他の教職員との連絡調整にあたるとともに、新規採用養護教諭に対して全体的指導及び助言を行う。
- (5) 指導教員は、校長・副校長及び教頭の指導のもとに、年間指導計画に従い、新規採用養護教諭に対して専門的な指導及び助言を行う。
- (6) 他の教職員は、校長・副校長及び教頭の指導のもとに、年間指導計画に従い、指導者として新規採用養護教諭の指導及び助言に協力する。

## 6 指導教員

- (1) 指導教員とは、校内における専門研修の指導及び助言、並びに新規採用養護教諭の校外研修における後補充にあたる者をいう。
- (2) 県教育委員会は、新規採用養護教諭の研修を実施するため、市町村教育委員会の求めに応じて指導教員を派遣することができる。
- (3) 県教育委員会は、指導教員を命じることに伴い必要になる非常勤講師の人数に応じて会計年度任用職員を任命し、市町村教育委員会の求めに応じて、当該会計年度任用職員を市町村教育委員会に派遣する。
- (4) 市町村教育委員会は、当該会計年度任用職員を非常勤講師に任命し、非常勤講師の配置を必要とする学校に勤務することを命じる。
- (5) 指導教員として他校の現職養護教諭を派遣する場合、派遣に必要な旅費については、指導教員の所属する校長の請求に基づいて県教育センターが別途支給する。

## 7 提出文書及び保存期間等

- (1) 校長は、当該学校を所管する市町村教育委員会に以下の文書を提出する。
  - 市町村（学校組合）立学校
    - ・年間指導計画書（様式〔新養〕3）
    - ・年間指導報告書（様式〔新養〕4）
    - ・研修報告書（様式〔新養〕5）
    - ・指導実施報告書（様式〔新養〕6）（他校の現職養護教諭を指導教員とした場合）

○県立学校

- ・校外研修計画書（様式〔新養〕 7）
- ・校外研修報告書（様式〔新養〕 8）
- ・年間指導計画書（様式〔新養〕 9）
- ・年間指導報告書（様式〔新養〕 10）
- ・研修報告書（様式〔新養〕 11）

(2) 市町村教育委員会は、県教育センターに以下の文書等を提出する。その場合、市町村教育委員会は（1）の文書を添付する。

- ・校外研修計画書（様式〔新養〕 1）
- ・校外研修報告書（様式〔新養〕 2）

(3) 校長は、提出文書の写しを、採用時の勤務校に5年間保存する。

## 8 新規採用養護教諭研修実施校校長等連絡協議会

県教育委員会は、新規採用養護教諭研修を円滑かつ効果的に実施するため、校長等の連絡協議会を開催する。

## 9 新規採用養護教諭研修担当教員研修会・連絡協議会

県教育委員会は、新規採用養護教諭研修を円滑かつ効果的に実施するため、研修担当教員等の研修会・連絡協議会を開催する。

# 各 種 様 式

市町村(学校組合)立学校

様式 [新養] 1

市町村（学校組合）立学校  
令和2年度新規採用養護教諭研修 校外研修計画書

\_\_\_\_\_市町村（学校組合）教育委員会

期 日	会 場	研 修 内 容

※ 校外研修の2日分については、市町村（学校組合）教育委員会が企画する。

※ 研修内容については、研修項目やその内容を簡潔に書くこと。

上記のとおり校外研修計画書を提出します。

令和2年\_\_月\_\_日

\_\_\_\_\_教育委員会教育長





市町村（学校組合）立学校  
令和2年度新規採用養護教諭研修 校外研修報告書

\_\_\_\_\_市町村（学校組合）教育委員会

期 日	会 場	研 修 内 容

※ 研修内容については、研修項目やその内容を簡潔に書くこと。

上記のとおり校外研修報告書を提出します。

令和3年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_教育委員会教育長



市町村（学校組合）立学校  
令和2年度新規採用養護教諭研修 年間指導計画書

学 校 名			新規採用養護教諭氏名	
回	実施年月日	種 類	研修項目	指導者職・氏名
1				
2				
3				
}				
}				
26				
27				

※ 市町村（学校組合）教育委員会が企画する校外研修（2日分）と学校が企画する校内における研修（25日分）を記入する。

※ 研修の種類については、「教職」「専門」のどちらかを記入する。校外研修は、「教職」と記入する。

上記のとおり年間指導計画書を提出します。

令和2年\_\_月\_\_日

校長\_\_\_\_\_



市町村（学校組合）立学校  
令和2年度 新規採用養護教諭研修 年間指導報告書

学 校 名				新規採用養護教諭 氏名			
回	実施年月日	種 類	研修項目	研修内容	研修者感想	指導者所見	指導者 職・氏名
1							
∪							
27							

※ 市町村（学校組合）教育委員会が企画する校外研修（2日分）と学校が企画する校内における研修（25日分）を記入する。  
 ※ 研修の種類については、「教職」「専門」のどちらかを記入する。校外研修は、「教職」と記入する。

上記のとおり年間指導報告書を提出します。

令和3年\_\_月\_\_日

校長\_\_\_\_\_

印



令和2年度新規採用養護教諭研修 指導実施報告書

指導教員		学校名	氏名
			(印)
新規採用養護教諭		学校名	氏名
回	実施年月日	研修項目	主な内容
1			
2			
3			
4			
5			
13			
14			
15			

※ 他校の現職養護教諭を指導教員とした場合、報告する。

# 各 種 様 式

県 立 学 校

県立学校  
令和2年度新規採用養護教諭研修 校外研修計画書

鳥取県立\_\_\_\_\_学校

期 日	会 場	研 修 内 容

※ 校外研修の2日分については、県立学校が企画する。

※ 研修内容については、研修項目やその内容を簡潔に書くこと。

上記のとおり校外研修計画書を提出します。

令和2年\_\_\_月\_\_\_日

校長\_\_\_\_\_

印

県立学校  
令和2年度新規採用養護教諭研修 校外研修報告書

鳥取県立\_\_\_\_\_学校

期 日	会 場	研 修 内 容

※ 研修内容については、研修項目やその内容を簡潔に書くこと。

上記のとおり校外研修報告書を提出します。

令和3年\_\_\_月\_\_\_日

校長\_\_\_\_\_

印



県立学校  
令和2年度新規採用養護教諭研修 年間指導計画書

学 校 名			新規採用養護教諭氏名	
回	実施年月日	種 類	研修項目	指導者職・氏名
1				
2				
3				
4				
5				
∫				
∫				
26				
27				

※ 学校が企画する校外研修（2日分）と校内における研修（25日分）を記入する。

※ 研修の種類については、「教職」「専門」のどちらかを記入する。校外研修は、「教職」と記入する。

上記のとおり年間指導計画書を提出します。

令和2年\_\_月\_\_日

校長\_\_\_\_\_



**県立学校**  
**令和2年度 新規採用養護教諭研修 年間指導報告書**

学 校 名				新規採用養護教諭 氏名			
回	実施年月日	種 類	研修項目	研修内容	研修者感想	指導者所見	指導者 職・氏名
1							
)							
27							

※ 学校が企画する校外研修（2日分）と校内における研修（25日分）を記入する。

※ 研修の種類については、「教職」「専門」のどちらかを記入する。校外研修は、「教職」と記入する。

上記のとおり年間指導報告書を提出します。

令和3年\_\_月\_\_日

校長 \_\_\_\_\_

印



# 实施手引

# 令和2年度新規採用養護教諭研修実施手引

## I 校外研修計画及び年間指導計画の作成について

「新規採用養護教諭研修の研修内容例」（別表1）「校内における研修の項目例」（別表2）を参考にし、年間研修計画を作成する。作成にあたっては、学校における年間指導計画が教職員組織や学校の実態に応じて作成できるように配慮する。

### 1 市町村教育委員会又は県立学校が企画する校外研修計画について

- (1) 地域理解を深める内容のうち、校区内の幼保小、小中高連携に係る研修等、学校内では企画できない研修が望まれる。
- (2) 内容が校内における研修及び県教育センターが実施する研修と重複しないように考慮し、研修時期・時間・日程等について学校との調整を行う。

### 2 学校が企画する年間指導計画について

- (1) 教職員組織や校区の状況等学校の実情や校外における研修項目及び時期に配慮し、研修担当教員、指導教員等の参画を得て年間指導計画を作成する。
- (2) 教職研修10日及び専門研修15日を、年間をとおして系統的に設定する。なお、専門研修においては、保健室経営に関するテーマを設定し、具体的な実践を行う。
- (3) 教職研修については、研修担当教員が、研修の企画、立案にあたる。特に道德教育の全体計画と指導の実際、人権教育の全体計画と指導の実際、体育科・保健体育科（保健教育）の教科指導の実際については必ず研修項目とし、授業参観をとおして指導できるよう計画する。
- (4) 専門研修における指導計画については、研修時期・時間・日程等について、指導教員及びその所属の校長と連絡調整をした上で計画する。
- (5) 養護教諭の職務の遂行に必要な基礎的事項を網羅することが望ましい。
- (6) 指導教員等の1日の指導時数は4時間程度とし、5月～1月までの期間に、月3～4日程度を目安に計画する。

(別表1) 新規採用養護教諭研修の研修内容例

研修の区分	日数	研修内容	所管
校内における研修 (25日)	10日	教職研修(校内教職員による指導) ・教育課程 ・学校教育目標、学校経営 ・児童生徒理解 ・授業参観等	市町村教育委員会  県立学校
	15日	専門研修(指導教員による指導) ・保健教育 ・保健管理の実際 ・保健室経営の工夫 ・健康教育の進め方 ・学校保健組織活動の実際等 ※保健室経営に関するテーマを設定し、具体的な実践を行う。	
校外における研修 (12日)	2日	市町村教育委員会又は県立学校が実施する研修 ・地域の歴史・文化・自然等 ・幼保小中高連携等	市町村教育委員会 県立学校
	10日	教職研修(初任者研修と一部合同開催) ・教員としての服務 ・鳥取県学校教育の現状と課題 ・社会人としての接遇の仕方 ・自己成長のマネジメント ・特別支援学校の教育 ・人権教育 ・メンタルヘルス ・これからのビジョンづくり ・いじめ・不登校対応等  専門研修 ・鳥取県の健康教育の現状と課題 ・養護教諭の職務と役割 ・保健管理 ・保健教育 ・健康相談 ・保健室経営 ・保健組織活動等	県教育センター

(別表2) 校内における研修の項目例

教 職 研 修		
基礎的素養	各教科等	生徒指導等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の服務と勤務</li> <li>・教員としての心構え</li> <li>・学校教育目標とその具現化</li> <li>・学習指導要領と教育課程の編成</li> <li>・学校の教育環境</li> <li>・校内組織と校務分掌</li> <li>・教職員の研修</li> <li>・公文書、諸表簿、提出文書の処理取り扱い</li> <li>・PTA組織と運営</li> <li>・学校経営、学級経営・ホームルーム経営と保健室経営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科指導の実際 (授業参観、授業研究会参加) 基本的指導技術 授業における児童生徒理解 教育課程の理解 教室経営、学習環境の理解 教材、教具の作成と活用の仕方 ICT機器利用の意義と役割</li> <li>・道徳教育の意義</li> <li>・道徳教育の全体計画と指導の実際</li> <li>・特別活動の全体計画と指導の実際 学級活動、ホームルーム活動の内容と進め方 児童会(生徒会)活動の指導の実際 クラブ活動、学校行事の指導の実際</li> <li>・総合的な学習の時間の全体計画と指導の実際 ※高等学校、特別支援学校の高等部においては、平成31年4月入学生より「総合的な探究の時間」として実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の実態把握</li> <li>・児童生徒理解</li> <li>・生徒指導の校内体制と養護教諭の役割</li> <li>・教員と児童生徒の人間関係</li> <li>・集団指導と個別指導</li> <li>・教育相談の進め方</li> <li>・基本的生活習慣の育成</li> <li>・児童生徒のほめ方、叱り方</li> <li>・人権教育の全体計画と指導の実際</li> <li>・人権教育の現状と課題</li> <li>・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進</li> <li>・合理的配慮の提供と基礎的環境整備</li> </ul>

専 門 研 修 (1)		
保健室経営	保健管理・健康管理	保健教育・健康教育
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健の現状及び健康課題の把握</li> <li>・保健室の機能と養護教諭の役割</li> <li>・保健室経営計画の策定</li> <li>・保健関係諸表簿、保健備品等の管理</li> <li>・保健室経営の評価と改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断と事後措置指導の実際</li> <li>・学校環境衛生活動の実際</li> <li>・感染症の予防と管理</li> <li>・疾病異常者の健康管理とその指導</li> <li>・学校における救急体制と救急措置の実際</li> <li>・健康情報の収集と活用</li> <li>・心身の健康に問題を有する児童生徒の指導体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導への参加 (体育科、保健体育科、理科、家庭科、生活科等での健康安全に関する指導等への資料提供、教材作成の協力等)</li> <li>・特別活動への参加</li> <li>・学級活動、ホームルーム活動における授業への協力</li> <li>・健康に課題を有する児童生徒の個別指導</li> <li>・児童生徒の健康・安全・給食活動の推進指導</li> <li>・保健教育の学習指導案の作成</li> <li>・健康課題の把握と対策</li> </ul>

専 門 研 修 (2)		
組織活動	健康実態の把握と学校保健計画	学校環境衛生と学校安全
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健安全委員会における関係機関との連携のあり方</li> <li>・保護者・関係機関と連携した健康教育推進のあり方</li> <li>・職員保健（健康安全）部会の運営のあり方</li> <li>・教職員、学校医等との連携の進め方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康生活実践状況の把握</li> <li>・不安や悩み等の状況の実態把握</li> <li>・実態の分析の仕方</li> <li>・健康診断の実施計画立案の仕方</li> <li>・健康診断の進め方</li> <li>・健康診断の各検査の準備（実習）</li> <li>・健康診断の事後処理</li> <li>・事前事後の学校医との連携の仕方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校環境衛生の実際</li> <li>・水質検査（水道・プール）</li> <li>・照度検査の仕方、机や椅子の点検方法</li> <li>・定期検査の実際</li> <li>・臨時検査の実際</li> <li>・学校薬剤師との連携の仕方</li> <li>・学校安全に関する情報の提供の仕方と生かし方</li> </ul>

専 門 研 修 (3)		
健康相談の基礎	健康相談の実際	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒(集団)及び個人の心や体の健康状態の把握</li> <li>・健康観察、健康診断、保健室利用状況の活用</li> <li>・心の健康に関する調査</li> <li>・相談に適した保健室の環境設定</li> <li>・心や体の健康に関する記録類の保管と活用</li> <li>・健康相談に関する文献の収集、保管及び活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の訴えの受け止め方</li> <li>・来室児童生徒の観察の仕方</li> <li>・健康相談の技法</li> <li>・健康相談に適した検査</li> <li>・面接による指導</li> <li>・面接記録用紙の作成と活用</li> <li>・支援記録及び面接記録の生かし方</li> <li>・記録の取扱等の留意事項</li> <li>・観察実習の場面</li> <li>・来室者体験実習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援チームの作り方</li> <li>・校内の相談組織との連携のあり方</li> <li>・保護者への連絡の仕方</li> <li>・保護者との面談の仕方</li> <li>・学年、学級保護者会への参加</li> <li>・学校保健委員会の活用</li> <li>・学校教育活動との関連</li> <li>・養護教諭の職務の特質を生かした活動</li> <li>・個々の児童生徒に対応した相談チームの編成</li> <li>・学級経営、ホームルーム経営との連携</li> <li>・プライバシー保護の徹底</li> </ul>



## Ⅱ 令和2年度新規採用養護教諭研修に係る文書の提出について

### 1 令和2年5月15日（金）までに提出する文書

- ①校外研修計画書（様式〔新養〕7）
- ②年間指導計画書（様式〔新養〕3又は様式〔新養〕9）

市町村（学校組合）立 学校	市町村（学校組合） 教育委員会	各教育局	県教育センター
②	市町村（学校組合） 教育委員会から 示された期日	令和2年 5月8日（金）	令和2年 5月15日（金）
県立学校			
①・②	➔		

- ③校外研修計画書（様式〔新養〕1）

市町村（学校組合） 教育委員会	各教育局	県教育センター
③	令和2年 5月8日（金）	令和2年 5月15日（金）

### 2 令和3年3月5日（金）までに提出する文書

- ④校外研修報告書（様式〔新養〕8）
- ⑤年間指導報告書（様式〔新養〕4又は様式〔新養〕10）
- ⑥研修報告書（様式〔新養〕5又は様式〔新養〕11）
- ⑦指導実施報告書（様式〔新養〕6）※

市町村（学校組合）立 学校	市町村（学校組合） 教育委員会	各教育局	県教育センター
⑤・⑥・⑦	市町村（学校組合） 教育委員会から 示された期日	令和3年 2月26日（金）	令和3年 3月5日（金）
県立学校			
④・⑤・⑥	➔		

- ⑧校外研修報告書（様式〔新養〕2）

市町村（学校組合） 教育委員会	各教育局	県教育センター
⑧	令和3年 2月26日（金）	令和3年 3月5日（金）

※ ⑦指導実施報告書（様式〔新養〕6）については、他校の現職養護教諭を指導教員とした場合に報告する。